第二十三条第二項中「別表第六の二」を「別表第六」に、「これを行う」を「、前項の規定に準じて行うものとする」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十八条第一項中「勤務成績」を「人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。）の結果」に改め、同条第二項中「勤務成績」を「人事評価等の結果」に改め、同条第三項を削る。

第二十九条第一項ただし書中「勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者」を「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの」に改める。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（異なる官職の採用試験に合格した場合の昇任等の特例）

第二十九条の三　自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員を除く。第三十一条の三及び第四十四条第一項において同じ。）が現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

第三十条の二第一項中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

第三十一条の次に次の二条を加える。

（隊員の降任）

第三十一条の二　任命権者は、隊員を降任させる場合には、法第四十二条、第四十二条の二及び第四十六条並びに第二十九条の三の規定による場合を除き、当該隊員の人事評価等の結果に基づき、法第三十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力）を有すると認められる階級又は官職に、当該隊員についての人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2　任命権者は、隊員から書面による同意を得て、前項の規定により、降任させることができる。

（自衛官以外の隊員の転任）

第三十一条の三　任命権者は、人事評価等の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる自衛官以外の隊員の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を転任させることができる。

2　任命権者は、自衛官以外の隊員について、降任された場合、当該自衛官以外の隊員の同意を得た場合その他特別の事情がある場合を除き、当該自衛官以外の隊員がかつて属していた部局又は機関等で占めていた官職より当該部局又は機関等の下位の職制上の段階に属する官職に転任させることとならないようにしなければならない。

第三十二条中「勤務成績（」を「人事評価（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいう。以下この条において同じ。）の結果又はその他の能力の実証（」に、「勤務成績を」を「人事評価の結果又はその他の能力の実証を」に改める。

第三章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　幹部隊員の採用等の協議の方法（第十五条の三）

（幹部隊員の採用等の協議の方法）

第十五条の三　法第三十一条の四第一項又は第三項の規定による協議は、採用等（同条第一項に規定する採用等をいう。以下この条において同じ。）をしようとする者又は採用等をされた者の氏名、当該採用等の内容その他の防衛大臣が定める事項を記載した書面により行うものとする。

7　削除

附則第十一項を削る。

別表第六を削り、別表第六の二を別表第六とする。

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第二条　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

（防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部改正）

第三条　防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第二項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この省令による改正後の自衛隊法施行規則（以下「新規則」という。）第二十八条、第二十九条第一項、第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項の規定の適用については、新規則第二十八条第一項中「人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。）の結果」とあるのは「人事評価等（法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。）の結果又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価等の結果」とあるのは「人事評価等の結果又はその他の能力の実証」と、新規則第二十九条第一項ただし書中「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの」とあるのは「人事評価等の結果に基づき勤務成績が極めて良好である者として防衛大臣が定めるもの又は勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者」と、新規則第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項中「人事評価等の結果」とあるのは「人事評価等の結果又はその他の能力の実証」とする。

○防衛省令第九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項の規定に基づき、標準的な官職を定める省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

防衛大臣　小野寺五典

標準的な官職を定める省令

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	一　事務次官及び内部部局	一　事務次官の属する職制上の段階	事務次官
		二　内部部局の局長の属する職制上の段階	局長
		三　内部部局の次長の属する職制上の段階	次長
		四　内部部局の課長の属する職制上の段階	課長
		五　前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長